

福島市 農政だより

編集・発行

福島市五老内町3番1号
福島市農政部農業企画課

発行責任者

農政部長 熊坂 淳一

農業を始めたい皆さんを応援します！

■農業就業拡大推進事業が新しくなりました！

新規就農者に対して研修支援や就農時初期費用、農機具等導入費用の一部を助成します。また、市内の方を正規雇用した農業を営む法人に助成金を交付します。

※交付要件など事業の詳細につきましては、下記問合せ先までご連絡ください。

1 事業の概要

(1) 農業研修支援事業

就農予定時の年齢が65歳未満で新規就農を目指す方を研修受入する経営体に対して、研修1時間あたり300円を助成します。

※1人あたり年間18万円を上限。最長1年間。 ※研修生が親族(三親等以内)でないこと。

(2) 農業経営開始支援事業

【独立就農タイプ】

兼業を含む農業経営を開始する就農時65歳未満の新規就農者に月額5万円を最長2年間交付します。

※経営を開始して3年以内であること。

※農業次世代資金(経営開始型)を受給したことがなく、年間の農産物販売金額が50万円以上の経営を目標とすること。

(3) 農業用機械等導入支援事業

親元就農を含む就農時の年齢が65歳未満の新規就農者に対して、30万円以上の農業用機械等の取得に要する経費の3分の1(1,000円未満切り捨て)以内を補助します。

※1経営体につき30万円を上限。

※経営を開始して3年以内であること。

※農業次世代資金(経営開始型)を受給したことがある方は対象になりません。

【法人雇用タイプ】

NEW!!

申請時点で65歳未満の市内の方を農業従事者として雇用した概ね年間を通じて農業を営む法人に対して、月額5万円を最長2年間交付します。

※新規就農者を正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結し、正規雇用開始後4ヶ月以上12ヶ月未満であること。

※1週間あたりの農業従事時間が年間平均25時間以上見込めること。

2 申請期間 6月30日(火)まで

■農業次世代人材投資事業

令和2年度農業次世代人材投資資金(経営開始型)の受給希望者を募集します。

1 事業の概要

最大で年150万円(夫婦共同の場合、最大で年225万円)の資金を最長5年間交付します。

※経営開始2日目以降は前年の総所得に応じて交付金額が変動します。

2 対象者

独立・自営就農時の年齢が50歳未満であり、農業経営者となる強い意欲を有している方。

※親族が農家の場合は新規参入者と同等の経営条件(新たな作目の導入、経営の多角化等)が必要です。

※既に独立して農業経営を開始している方で、5年以上経過した方は対象になりません。

〈問合せ先〉 農業企画課農政企画係 電話 (525)3726



■果樹品質向上支援対策事業

モモなどの生産・品質確保を目的として、裂果防止や病虫害防除等に効果のある雨よけハウス等の果樹栽培施設を導入・更新する果樹農家に対し、経費の一部を補助します。

- 対象費用** 雨よけハウスや省力化のためのナシ棚等の新設、または既存施設の更新(雨よけハウスのビニール張替えは除く)にかかる費用。
- 補助率** 事業費の1/3以内(上限100万円)
- 対象者** 販売農家(昨年度補助を受けていない方優先)
- 申請期間** 6月30日(火)まで

〈問合せ先〉

農業振興課生産振興係 電話 (525)7720





「農地付き空き家」を募集しています

遊休農地の発生防止・解消及び新規就農・移住就農促進の観点から、「農ある暮らし」を希望する方を支援するため、「農地付き空き家」を売りたい・貸したい方を募集しています。

また、令和2年3月1日より、空き家バンクに登録された空き家とそれに付随する農地をセットで取得する場合で、一定の要件を満たした場合、農地取得に係る「下限面積要件」を「0.01アール（1㎡）」に緩和しました。この機会に、物件の売買や賃借についてご検討ください。

農地付き空き家の情報提供や空き家に付随した農地の「下限面積緩和の要件」等詳細については下記までお問い合わせください。

〈問合せ先〉 農地付き空き家について……………農業企画課農政企画係 電話 (525)3726
空き家に付随した農地取得について…農業委員会事務局 農地係 電話 (525)3779

令和2年産「水稲・大豆」の 放射性物質吸収抑制対策(カリ肥料散布)のお知らせ

○「水稲」について

台風19号により土壌中のカリ含有量が一部で低下しているため、令和2年産水稲は、作付けする市内全ての水田を対象に放射性物質の吸収抑制対策を実施しています。

カリ肥料を受領された方には、6月以降に「放射性物質吸収抑制対策 実施報告書」を送付しますので、速やかに同封した返信用封筒にてご返送、又はお近くのJA各支店・営農センター・資材店に提出してください。

○「大豆」について

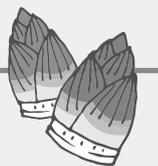
カリ肥料無散布ほ場の実証実験などの結果、これまでのカリ肥料散布の効果が確認できたことから、令和2年産大豆よりカリ肥料の配付は終了します。

なお、「令和2年に震災後初めて作付けするほ場」は、カリ肥料の散布が必要ですので、5月22日(金)までに下記にご連絡ください。（出荷・自家消費を問いません）

〈問合せ先〉 農業振興課生産振興係 電話 (525)7720

山菜等の出荷・販売・譲渡には ご注意ください！

福島市内では下記の山菜やきのこが出荷制限されています。



タケノコ、コシアブラ、クサソテツ（コゴミ）、野生のフキノトウ、タラノメ、ワラビ、原木シイタケ（露地）

ワラビ(栽培)や原木シイタケ(施設)を出荷する場合は、栽培に必要な条件やほ場等の安全性について、県による確認を受ける必要があります。

また、出荷制限されている山菜・きのこを出荷制限解除のため調査用に提供いただける方は、下記問合せ先までご連絡ください。

〈問合せ先〉
県北農林事務所 林業課 電話 (521)2632

あなたの農作物が 子ども達の給食に使われます！



現在、市立の学校・幼稚園・保育所等では、市内の農家の皆さまから給食で使用する農作物を直接購入することができるよう準備を進めております。

各施設で近くの農家さんから直接仕入れを行うことにより、地産地消及び子ども達の食育環境の向上を図るものです。

今後内容が固まり次第、ご連絡いただいた農家の皆さまに資料等を送付させていただきますので、ご興味のある方は、①住所 ②氏名 ③電話番号 を下記問合せ先までご連絡ください。

〈問合せ先〉
農業振興課販売促進係 電話 (529)7663

「経営所得安定対策等」加入申請会

下記の日程により、「経営所得安定対策等」の加入申請会を各地域で開催します。お近くの会場でお手続きをお願いします。(ご都合の悪い場合は他の会場でも申請いただけます。)なお、申請会に参加できない場合は、市役所3階農業振興課窓口でも受付可能です。(6月15日(月)まで)

申請会には、次のものをご持参ください。 ・ 水稻生産実施計画書(控え) ・ 預金通帳 ・ 印鑑(通帳印)

令和2年度経営所得安定対策等加入申請会日程 実施期間 5月25日～6月4日

月 日	開催場所	受付時間	地区割り
5月25日(月)	JAふくしま未来北信支店 2F会議室	13:30～15:30	余目・矢野目・鎌田・瀬上・清水
5月26日(火)	西学習センター 大ホール	10:00～12:00	吉井田・鳥川
		13:30～16:30	荒井・佐原 佐倉・土湯
5月27日(水)	飯野学習センター ホール	13:30～15:30	飯野
5月28日(木)	松川学習センター 多目的ホール	10:00～12:00	水原・下川崎
		13:30～16:30	松川町・金谷川
5月29日(金)	信夫学習センター ホール	13:30～16:30	平田・大森・杉妻
6月1日(月)	吾妻学習センター本館 多目的ホール	13:30～16:30	野田・庭坂 庭塚・水保
6月2日(火)	もちずり学習センター ホール	13:30～15:00	中央・渡利・立子山 岡山・向鎌田・大波
6月3日(水)	信陵学習センター 大ホール	13:30～15:30	大笹生・笹谷
6月4日(木)	飯坂学習センター 多目的ホール	13:30～15:30	飯坂・中野・平野 湯野・東湯野・茂庭

○水田活用の直接支払交付金

- ・水田で、麦・大豆・飼料用米等の作物を生産する農業者に対して直接交付。

主な対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ、55,000円～ 105,000円/10a

※上記記載以外のメニューも設定しております。詳細については、右記問合せ先までご連絡ください。

○畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- ・麦、大豆、そば、なたね等を対象とし、生産量と品質に応じて交付。

○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

- ・米(主食用米、備蓄米)、麦、大豆の当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。

※ゲタ・ナラシ対策は認定農業者、認定新規農業者、集落営農が対象となります。

〈問合せ先〉

農業振興課生産振興係 電話(525)7720
JAふくしま未来福島地区営農経済課 電話(554)5582

収入保険に
加入されてる皆さまへ!



認定農業者の農業経営の安定化と収入保険制度の加入促進を図るために、認定農業者が負担した保険料総額の10%を市が負担します!

【対象者】 次の①、②を満たす方。

- ① 福島市内に住所を有し居住している認定農業者
 - ② 令和2年1月末日時点で農業保険法に基づく収入保険制度に加入していること
- ※なお、対象者には、6月中に別途通知をする予定です。

〈問合せ先〉 農業振興課生産振興係 電話(525)7720

～有害鳥獣被害対策に関するお知らせ～

有害鳥獣による農作物被害を防ぐためには、侵入防止柵を設置する、有害鳥獣を駆除する、エサとなる物を片づける、周辺を刈り払いして隠れ場所を無くすことなどの対策があります。自分の農地は自分で守り、地域ぐるみでお互い助け合いながらできることは共同で行い、市の支援を組み合わせることで被害が少なく収穫期を迎えられるよう取り組みましょう。

～農家の皆さんができること、侵入防止柵を設置しましょう!!～

有害鳥獣による農作物の被害対策として、侵入防止柵が大変有効です。本年度より従来の電気柵に加えて【新規】ワイヤーメッシュ柵についても助成対象としました。また、地域・集落を単位として侵入防止柵を広域的に設置し営農活動をする場合には国の補助事業が活用できます。

- ① **市侵入防止柵補助事業**（市補助）：補修及び個人で新設する場合は 1 / 3 以内の補助。
3戸以上で新設設置する場合は 1 / 2 以内の補助。

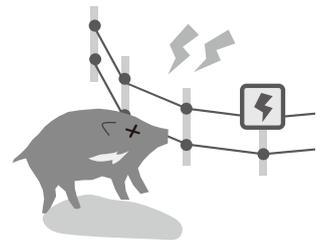
※ワイヤーメッシュ柵については1件あたりの補助上限額が30万円。

※お近くのJA営農センターにて受付をお願いします。

- ② **鳥獣被害防止総合対策交付金**（国補助事業）：資材費相当額の補助。

※要件があるため下記問合せ先まで事前にご相談ご連絡願います。

●**侵入防止柵は設置後の管理が重要です、機能しているか必ず点検願います。**



～捕獲事業を実施します!!～

特別な資格技能を必要とする有害鳥獣の捕獲活動を市が実施・支援します。

- ① **イノシシ対策強化事業**：市ではイノシシの頭数・生息密度を下げて被害を軽減するために捕獲者へ助成金を交付します。（昨年度実績862頭）
☆参考☆ 市のほかに県も捕獲事業を実施しており、令和元年度は県・市あわせて約1,790頭を捕獲しました。
- ② **ニホンザル・ツキノワグマ対策強化事業**：農作物被害軽減・人身被害防止を図るため、福島市鳥獣被害対策実施隊員によるパトロール活動等を随時実施します。今年度はツキノワグマへの警戒活動も強化実施します。
- ③ **有害鳥獣対策専門職員**：野生鳥獣への知識・専門的な技能資格をもった職員を市役所農業企画課内に配置し、ニホンザル・ツキノワグマ・イノシシなどの調査研究、情報発信、捕獲など農作物被害軽減・人身被害防止のため活動します。
- ④ **鳥獣被害対策専門員**：市有害鳥獣被害対策協議会内にサル対策専門員3名とイノシシ対策専門員2名を配置し、パトロールや捕獲、サルの動向のメール配信などを実施しています。

〈問合せ先〉 農業企画課農業対策係 電話 (525)3727

顔の見える関係を築きながら鳥獣被害がなくなることを目指して活動します。

**農家の皆さん、行政・関係団体
「ワンチーム」で頑張りましょう!!**

**サル出没などの連絡は、
サル対策専門員へ!**

受付時間 9:00～16:00

電話 080-1650-6681

※運転中など電話に出られない場合があります。

※研修などでお休みをいただく場合があります。



森林経営管理制度について

昨年4月に森林経営管理法が施行され、適切な森林管理により持続可能な森林経営を促進し、防災機能や水源涵養など森林の持つ多面的機能の発揮を図ることになりました。森林所有者による森林経営の状況に応じ、林業経営に適した森林（人工林）は、意欲と能力のある林業経営者に集積し、林業経営に適さない森林（人工林）は、市が適切な森林管理を実施することもできるようになりました。

今後、森林所有者の皆さまに、森林の管理状況や経営管理の意向などに関する調査を予定しておりますのでご協力をお願いします。

森林を取得したら届出が必要です

森林法の規定により、新たに森林を所有した場合は、市への届出が必要です。

1 届出の対象

個人・法人を問わず、売買や相続等によって森林の土地を新たに取得した方は届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合は不要です。

2 届出の内容

「森林の土地の所有者届出書」に必要事項をご記入のうえ、位置図、登記事項証明（登記簿）などの所有者となったことが分かる書類を添えて届出ください。

届出書は農林整備課で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

3 届出期間

土地の所有者となった日から90日以内です。

〈届出・問合せ先〉 農林整備課林務係 電話 (525)3729

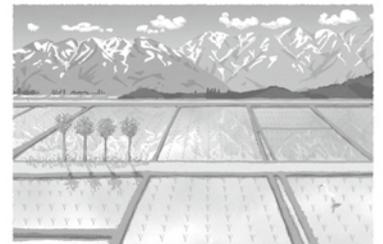


大雨時の水路の管理、水田の水管理は適切に！

台風や大雨時、水路から溢水しないよう、日頃から水路の土砂上げやゴミの除去など清掃を行い、適正な維持管理に努めましょう。また、大雨洪水に備えての水路、水門の管理作業は、安全第一を念頭に十分注意して行ってください。

なお、大雨が予想される時には、早目に水口・落とし口の水調整を行い、水田の水があふれて、隣接の水路・道路や水田に土砂が流れ込むことのないよう適切な水田の水管理に努めてください。

〈問合せ先〉 農林整備課管理係 電話 (525)3728



GAPに取り組む農業者の皆さまを応援します！

GAP認証が東京2020オリンピック・パラリンピックの食料調達基準とされるなど、オリンピックを契機にGAPに注目が集まっています。

GAPとは、農作物の安全を確保し、より良い農業経営を実現する取り組みです。この取り組みを通して、農産物の品質向上や資材の不在庫の減少、農作業事故の減少などが期待できます。

今年度、市は生産者の方を対象にGAP研修会や実地学習会などを予定しており、県はGAPの認証取得に必要な経費を補助します。

この機会に、農業経営改善の一手としてGAPの取り組みにチャレンジしてみませんか。

〈問合せ先〉 農業振興課生産振興係 電話 (525)7720



安全な農作業を
心がけましょう。



「はかり」を使用している
農家の皆様へ

2年に1回「はかり」の定期検査が必要です

商店・農家の取引や証明のために使用する「はかり」は、適正な計量の確保のため、「計量法」の規定により、2年に一度の定期検査を受検することが義務付けられています。「はかり」を使用し事業を営んでいる方は、必ず定期検査を受検してください。



●令和2年度対象地区

渡利、杉妻、東部、吉井田、西、土湯温泉町、立子山、松川、信夫、吾妻、蓬萊管内

受検義務のある
「はかり」の一例

- 農産物などの売買、出荷や宅配便の受付のための「はかり」
- 観光農園や農産物直売所における料金算定や量目表記のための「はかり」

※目安程度に使用する場合は、定期検査の必要はありません。

詳細は、福島市ホームページ「ふくしまの計量」をご参照ください。

〈問合せ先〉 商工業振興課商業振興係 電話 (525)3720

市長からのメッセージチラシを ご活用ください。

市産農産物の安全・安心をPRするチラシを作成します。今回より、農園名の記載欄を設けましたので、農園名をスタンプ等で明記した上で、贈答用くだものなどと合わせて送るなど、消費者へのPRにご協力ください。

配布場所：農業振興課、JAふくしま未来福島地区本部の各支店・営農センター・資材店。

配布開始時期：6月中旬

※ご自宅への郵送も可能です。



〈問合せ先〉 農業振興課販売促進係 電話 (529)7663

6次化に関するお知らせ

1 HACCP (ハサップ) が制度化されました。

食品衛生法が改正され飲食店や農産物加工所など小規模事業者も含め、すべての食品関連の事業者に対し食品衛生管理のグローバル基準であるHACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) に沿った衛生管理が求められることとなりました。令和2年6月に施行されその後1年間で猶予期間が終了します。

福島県ではHACCP導入に伴う中小規模事業者の負担軽減のため、放射性物質管理まで一元管理できる「ふくしまHACCPアプリ」を開発し、1月から配信しています。ダウンロードは無料ですので、ぜひご活用ください。

2 対面販売イベントの開催について (予告)

今秋(9月と10月頃)福島駅前通りにて軽トラを使った対面による農産物等の販売イベントを予定しています。ご自身で生産した農産物はもちろん、6次化商品も販売できますので是非出店をご検討ください。出店者募集は市ホームページでお知らせいたします。多くの方の出店をお待ちしております。

3 6次化相談員による相談対応について

6次化に取り組みたいが資金面が心配、専門家のアドバイスを受けたいなど、6次化に関するお悩みに訪問対応します。

(1) 相談内容

- ①本市農産物を活用した加工品の開発
- ②加工業者などほかの商工業者との連携
- ③販路開拓
- ④農家レストランや農家民宿等に関する相談

(2) 料金 無料

〈問合せ先〉 農業振興課販売促進係 電話 (529)7663

新型コロナウイルスの 感染拡大予防に 努めましょう。

皆様のご協力をお願いします。



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう!

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重なると感染リスクが高まります。



延相 友思 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省

【出典:首相官邸HPより】

各種補助事業についてお気軽にご相談ください！

国や県では農業者の支援を目的とした各種補助事業が実施されており、昨年度は、市内で以下の事業が活用されています。

事業の内容により募集要件や時期が異なり、事業計画の承認に期間を要する場合がありますので、施設や設備の導入で制度活用をご検討されている方はお気軽にご相談ください。

「担い手確保・経営強化支援事業」 (農林水産省)

－ 取り組み内容 －

パイプハウス建設
瞬間冷凍機等機械の導入など。

「産地パワーアップ事業」 (農林水産省)

－ 取り組み内容 －

共選施設
乾燥調製施設(ライスセンター)
高温障害防止施設の導入など。



〈問合せ先〉 農業振興課生産振興係 電話 (525)7720

果物の魅力あふれる

農都ふくしまプロジェクト

福島大学食農学類は、昨年度から市と連携し、本市の特産であるモモの優位性を見出す取り組みとして、市内直売所での消費者アンケートや産地別の成分分析などを実施し、他産地との差別化や効果的な販売戦略の構築、加工品としての商品開発などに向けたプログラムを実施しております。

プログラム2年目を迎える今年度は、さらにブラッシュアップした内容で取り組んで参ります。

今後、アンケート結果やモモの成分分析結果をまとめ、農家・流通業のみならず幅広い方々に向けた、勉強会等を開催していきたいと考えています。



食農学類 高田大輔准教授



福島大学公式マスコット
キャラクター むばえちゃん

こんにちは、福島大学食農学類です 第3回『研究紹介と今後の抱負 ～環境調和型の害虫管理を目指して～』

皆さん、初めまして。昨年4月に着任した篠田（福島市出身）です。専門は応用昆虫学です。前任地の農研機構では、より良い農薬の創成と使用法の開発を目的に、昆虫ホルモンや殺虫剤抵抗性について研究していました。

これらに加え、福島大学では、地域の重要害虫を対象に、減農薬を志向した環境保全型の害虫管理法の研究に取り組む考えです。手始めに、近年、福島市の桃栽培において多発傾向にある、モモハモグリガの発生要因について基礎調査を開始しました。また教育面においては、科学的なリテラシーを備え、地域の病害虫管理の第一線で活躍できる人材の育成に貢献したいと考えています。

皆様のご指導・ご支援をよろしくお願いいたします。



食農学類 篠田徹郎教授

爆音機の 適正使用に ついて

爆音機の使用をめぐる周辺住民の方々とのトラブルを避けるため、できるだけ爆音機以外の防止策で対応されますようお願いいたします。やむを得ず使用する場合は、次のことを守ってください。



- ① 使用時間は午前6時以降日没までとし、特に午前6時以前の使用はしないでください。
- ② 発生音量及び設定台数などは、ほ場周辺の生活環境に十分な配慮をお願いします。

〈問合せ先〉 農業企画課農業対策係 電話 (525)3727

～公設地方卸売市場からのお知らせ～

出荷者の皆さんへ

福島市公設地方卸売市場の5月から8月までの臨時休市日、臨時開市日は次のとおりです。出荷される際には、ご注意ください。

部類	臨時 休市日	臨時 開市日
青果部	7月31日(金)、8月7日(金)、8月14日(金)、8月15日(土)及び毎週水曜日 ※ただし7月22日(水)、7月29日(水)、8月5日(水)、8月12日(水)は開市日	5月4日(月)、7月24日(金)
水産物部	8月14日(金)、8月15日(土)及び毎週水曜日 ※ただし7月22日(水)、8月5日(水)、8月12日(水)は開市日	5月4日(月)、7月24日(金)
花き部	7月25日(土)、8月8日(土)、8月15日(土)、8月17日(月)及び毎週木曜日	5月4日(月)、5月5日(火)、5月6日(水)、7月24日(金)、8月10日(月)

〈問合せ先〉 市場管理課 電話 (553)1213



福島市公設地方卸売市場



※例年5月、6月に開催しておりました「市場の土曜感謝市」は中止となりました。

〈問合せ先〉 公設地方卸売市場まつり運営委員会事務局(市場協会) 電話 (553)3431

～農業委員会からのお知らせ～

～農業者年金受給権者の皆様へ～ 現況届提出のお願い

農業者年金「現況届」の用紙が5月下旬に農業者年金基金から農業者年金受給権者ご本人に送付されます。同封されております記入例をご覧くださいのうえ必要事項をご記入いただき、6月30日(火)までに農業委員会事務局、または最寄りの支所・出張所、JA各支店へご提出ください。

なお、期限内に提出がなかった場合、年金の支払いが一時止まる場合がありますので、お忘れにならないよう十分ご注意ください。また「現況届」の用紙が届かない場合は、お早めに下記までお問い合わせください。

農地の適正な管理を！

近年、遊休農地が増加しています。遊休農地は、単に雑草の繁茂や病虫害の発生に留まらず、ゴミなどの不法投棄や火災の要因、さらには周辺農地へ重大な悪影響を及ぼすこととなります。

自ら耕作できない場合であっても、農地所有者の責任として、雑草の刈り払い、樹木の伐採、病虫害の駆除などを行い、農地の適正な管理に務めましょう。



令和2年度の農作業賃金・農作業料金標準額の目安がまとまりました

令和元年度に実施した市内農家の方へのアンケートを基に、農作業賃金と農作業料金の標準額の一覧表を作成しました。一覧表は市役所各支所に備え付けてあります。また、市のホームページでもご覧いただけますので、ご参照ください。

※令和2年度中に最低賃金に変更され、設定した農作業賃金標準額が最低賃金を下回る場合には、最低賃金以上の額に読み替えるようお願いいたします。

〈問合せ先〉 農業委員会事務局 電話 (525)3779